

厚木愛甲環境施設組合広域ごみ処理施設採用技術検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 厚木愛甲環境施設組合(以下「組合」という。)が整備する一般廃棄物処理施設において採用する技術について、その検討内容を明らかにするとともに、当該技術に精通した有識者等の意見を踏まえ、環境に配慮した当地域に適正な技術の導入に資するため、厚木愛甲環境施設組合ごみ処理施設採用技術検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ごみ焼却施設の採用技術の調査、研究及び比較検討
 - (2) 粗大ごみ処理(破碎)施設の採用技術の調査、研究及び比較検討
 - (3) その他一般廃棄物処理施設の採用技術について、組合管理者(以下「管理者」という。)が調査、研究を必要と認めた事項
- 2 委員会は、前項に掲げる事項に係る審議等を行った場合は、その結果を管理者に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が選任するものとする。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 行政職員 5人以内

3 委員会は、議事の整理及び詳細調査等を行うため、検討部会を置くことができる。

(委員の解任)

第4条 委員は、管理者が第2条第1項に規定する事項に係る調査・研究等を行う必要がなくなると認めるときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、組合事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項が生じたときは、その都度、委員長が会議に諮り決定する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年6月20日から施行する。
- 2 この要綱施行後最初の検討会の会議は、第6条第1項の規定に関わらず管理者が招集する。